

平成 29 年 12 月 5 日（火曜日） 午前 10 時開会

○高階恵美子委員長

ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢由佳

民進党の宮沢由佳でございます。本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速、幼児教育無償化について質問させていただきます。

幼児教育無償化について詳細を教えてください。

○林芳正文部科学大臣

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものでございまして、全ての子供に質の高い幼児教育を受ける機会を保障することは大変重要だと思っております。

そして、子育て世帯の経済的負担の軽減ということで、少子化対策にも貢献する意義を有するというところで、これまでも幼児教育の無償化を段階的に推進してきております。

この無償化については、2020 年度までに三歳から五歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育園の費用を無償化する、ゼロ歳から二歳児についても所得の低い世帯に対して無償化すると、こういう方針が出ておりますので、今その方針の下で具体的な検討を進めているところでございます。

○宮沢由佳

報道等によりまして、一部前倒しというような情報もありますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

基本的にはこの消費税の用途の変更によってこれをやっていくと、こういう大きなパッケージでございまして、この 2020 年度に、消費税の引上げを予定しておりますので、そこからということでございしますが、財源を捻出してできることはということも与党からも御意見があるようでございまして、そこも含めて今検討を進めているということでございます。

○宮沢由佳

今の御答弁で、やはり一部前倒しも含むということだと思っておりますけれども、一部は

どういうところになるでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

まだ一部やると決まったわけではございませんで、そのことも含めて検討しているということでございます。

○宮沢由佳

この問題は今、保護者の間で大変危惧、いろいろな不安が膨らんでいるところでございます。ただでさえ認可保育所に入れない親たちが、認可保育園に入れたら無償になるのではないかと、無認可は無償ではないのではないかと、認可に入れたら入れただけでもラッキー、そこで無償化になる、認可保育所に入れない人たちは、入れないという不公平に、さらにそこでは無償にならないのではないかと、いろいろな不安がござい
ます。

無認可保育所の対応について現時点で、方向性でも構いませんので、御答弁いただけないでしょうか。

○大沼みずほ文部科学大臣政務官

お答えいたします。

認可外保育施設の取扱いについては、無償化の対象範囲について専門家の声も反映するために検討の場を設け、来年の夏までに結論を出すこととしており、関係省庁と連携して対応してまいりたいと考えております。

○宮沢由佳

一部報道には無認可に対しては定額の補助金という報道もありますけれども、もしもこうなった場合、無償化という言葉が合っていない、全ての子供たちに無償化する
というのであれば、やはり無認可も含めていただかなければいけないかと思いき
けれども、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

我々、幼稚園を所管しておりますので、幼稚園については先ほど申し上げたような
ことでやっていこうということでございますが、保育園そのものにつきましては厚労
省で所管をされておられるということで、今政務官から答弁があったとおりでござ
いますので、全体としてしっかりと、いろんなお声が出ているのも承知してござい
ますので、しっかりと検討していかねばならないと思っております。

○宮沢由佳

では、その幼稚園について伺いたいと思います。

幼稚園に森のようちえんというものがござい
ます。この森のようちえんについて昨

年も質問させていただいたんですけれども、こちらも認可外の幼稚園ということになるかとは思いますが、林大臣は森のようちえんに行かれたことはございますでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

森の動物園に行ったことはございますが、森のようちえんというのは今回質問いただくということで初めて聞かせていただきました。

この森のようちえんとは、自然体験活動を基軸とした子育て、保育、乳児・幼児期の教育に関する活動の総称であると、こういうふうに承知をしております。

○宮沢由佳

調べていただいてありがとうございます。

実は、200近い森のようちえんが今現在日本で、各森で活動しております。これは自然保育をやっているグループになりますけれども、去年の私の質問には、文科省、環境省、林野庁からも高い評価をいただきました。

山梨県北杜市にあります森のようちえんは、最近では国内だけにとどまらず、中国を始め海外のたくさんの方々が視察に来ております。また、この自然保育の様子が映画にもなり、賞もいただいたと聞いております。全国の自治体でも自然保育への関心がますます高まっており、島根や広島、長野、岐阜、さらにはどんどん広がっているところです。

補助金も出しているというところで、この森のようちえんがきちんとした幼児教育だということを、デンマーク、ドイツなどではもう当たり前の選択肢の一つとして国からしっかりと補助金を出しているこの自然保育、自然保育の先進国では補助金がしっかり支給されているということを鑑みて、森のようちえんがもしも幼児教育無償化の対象にならなければ、その存在が厳しくなっていくのではないかと心配しております。長年蓄積したノウハウなども含めて自然保育という財産をなくしていいのでしょうか。

森のようちえんの価値を認めていただき、無償化の対象と考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

先ほどお答えしたとおり、幼児教育の無償化につきましては具体的な検討は今進めておるところですが、方針としては、三歳から五歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育園の費用を無償化すると、こういうことでございます。

森のようちえん、我が山口県も一つだけ、こびとのおうちえんというのがあるようございますが、全国でたくさんやっておられる中でいろんな形態があるようございまして、幼稚園がやっておられたり保育所でやっておられたりNPOがやっておられたりと、認可外の保育施設、様々なようございまして、この形態に応じてこの

仕組みができていくということであろうと、こういうふうに思いますので、全体としてこの活動の総称である森のようちえんを一概にお答えするという事は少し難しいのかなと思っております。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

山梨県の森のようちえんピッコロというのがあるんですけども、8割の利用者が県外から移住してきているという現状もありまして、かなり都会の方々が自然保育を求めているというニーズの高さも是非知っておいていただき、検討の中に含めていただきたいと思います。

では、幼児教育無償化について別の観点から質問させていただきます。

幼児教育無償化と聞こえは良いのですが、幼児教育現場の現状課題は山積しております。幼児教育無償化はその現状課題の解決とセットに進めなければなりません。課題をそのままにして無償化だけを進めれば、そのしわ寄せは子供たちを襲います。幼児教育無償化を叫ぶのであれば、待機児童解消はもちろんのこと、質の高い幼児教育を提供できるよう改革する必要があると思います。

日本総研の指摘にもありますが、まずは幼児教育に関する縦割り行政の解消が不可欠です。資料の一を見ていただければ今どれだけばらばらになっているかということが分かると思いますが、いつまでも、保育園は厚労省、幼稚園は文科省、認定こども園や企業主導型保育など子ども・子育て支援制度は内閣府が担当という、以前よりも増えているんですね。このばらばらな行政では子供施策が停滞すると思います。過去に予算委員会で私、子供の施策について質問した際、一つ一つの質問に対して、厚労省ではこうしています、文科省ではこうしています、内閣府ではこうしていますと三倍の時間が掛かり、さらに、その子供施策の牽引役がどこなのか、責任の所在はどこなのかということが明らかになっていないというふうに感じました。

このまま幼児教育無償化を実行すれば、ますます混乱することになるのではないのでしょうか。幼児教育無償化に合わせて、保育園、幼稚園、認定こども園及び企業主導型保育園を一本化することはできないのでしょうか。各担当の方は、いや、ここはうちです、ここはこちらですと強く言っているんですけど、いや、混乱するんじゃないですかと私が聞くと、我々は混乱していませんというふうに返事が返ってきたんですけども、いや、混乱しているのは保護者なんですね。保護者が選んだ園によって無償化するかしらないか分からない、選んだ園によってその担当省が違うというのは大変混乱を招いております。

是非、この際に子ども省なり子供施策の一本化、お願いしたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

子供が健やかに成長し、次代を担う若者として自立、活躍できる社会に向けて、子

供に係る施策についてはやはり関係省庁が連携するということが大変大事だと思っております。

委員も御案内かと思いますが、子ども・子育て支援について企画立案、総合調整を行う特別の機関ということで、内閣府の子ども・子育て本部というのが設置をされております。ここを中心として内閣府と厚生労働省と文科省というのが連携するという体制を組んでおりまして、その下で政策を進めていくということになっております。

こういう体制の下で、例えば幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所における教育内容の基準等について整合性を図るといったことや、幼児教育、まさに今お話のあったこの無償化の推進への取組と、こういうことについて関係省庁で連携を図ってきたところがございますので、引き続き、保護者の皆様が混乱されませんように、しっかりと連携しながら取組を進めてまいりたいと思っております。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

私が一番心配しているのは幼児教育の質の低下なんですね。幼児教育というところから考えても、その教育に携わる文科省が牽引役をしていただきたいと思っております。

子供施策を文科省で一本化する、こういうのはいかがでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

教育については文科省が所管をしておりますが、また、保育については厚生労働省ということでございますので、まさに先ほど申し上げましたように、この本部をしっかりと生かして連携を強めていきたいというふうに思っております。

○宮沢由佳

幼児教育無償化による保育、教育の質の低下、やはりこれを心配する声もたくさんあります。質の低下を防ぐため、大臣は保育、教育の質の担保をどのようにお考えでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

幼稚園等の幼児教育施設は、幼稚園設置基準や幼稚園教育要領等により、その教育、保育環境の整備や教育内容面の質の確保がなされているところでございます。更なる質の向上を図るために今年の3月に幼稚園教育要領を改訂いたしまして、幼稚園教育において育みたい資質、能力の明確化、それから幼小接続、幼稚園と小学校ですね、この接続の推進に関する内容の充実を図ったところでございます。

このほか、教職員等の人材確保の支援や、施設整備等に対する補助、地方公共団体における幼児教育推進体制の構築の支援、こういうことに取り組んでおりまして、今後とも、こうした教育の質の向上に係る取組をしっかりと進めていきたいと思っております。

○宮沢由佳

ニュージーランドも幼児教育無償化をするときに、やはり厚労省、文科省、ばらばらだった子供施策を文科で一本化したそうです。そのときに、やはり質の低下を防ぐために国の評価機関を設けて、それで質の低下を防いだということを読みました。

全ての幼児教育施設の質を評価、公表する機関をつくる必要があると考えますが、大臣はどうお考えでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

今のニュージーランドのお話は今初めて聞かせていただきましたので、ちょっと取り寄せて、資料を、検討してみたいと思います。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

また、先ほどお話にもありましたが、保育士、幼稚園教諭の処遇改善なくして幼児教育無償化はあり得ないと私は思います。徐々に進めていただいていると思いますが、今後の更なる処遇改善策、教えていただけませんでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

先ほど申し上げましたように、いろんな仕組みがございますので、その中で、しっかりとこの教育の質を確保するための環境の整備というのは不断に取り組んでまいりたいと思っております。

○宮沢由佳

処遇改善、一步一步進んでいるとは思いますが、ただ、6年以上の保育士に4万円の上乗せ、また全ての保育士に6千円、さらに今それにプラス数千円という報道もございますけれども、一般の企業から比べると10万円近い差があるこの幼児教育に携わる人たちのやはり新卒からの処遇改善が必要だと思います。なかなか6年以上勤められるという現場になっていないのが現状でございます。新卒も初めからの処遇改善、しっかりと取り組んでいただかなければ、更なる保育士不足に拍車が掛かると思います。

私が調べた資料によりますと、保育料また幼児教育費が無料になると必要以上に長時間子供を預ける人が増えたという結果もございます。そうなりますと、ますます保育士は不足してまいります。ですから、この処遇改善をしっかりと考えていただくということをお願いしたいと思っております。

また、私の考えなんですけど、保育士、幼稚園教諭が更に自分たちの資格より上を目指せるように、例えば上級保育士など上の高い資格を創設して給与を段階的に引き上げていくという方法も取れると思いますが、このアイデア、いかがでしょうか。

○大沼みずほ文部科学大臣政務官

委員御指摘のように、保育士の処遇改善、急務でございますが、今後も引き続き保育人材の処遇改善をしてまいりたいと考えておりますが、今御提案のこのキャリアアップの仕組みにつきましても、副主任保育士、また主任保育士、園長と、それぞれキャリアアップができるようにしていくということで、今厚生労働省としても取組をしているところでございます。

○宮沢由佳

もう一つ問題があると思います。幼児教育無償化が行われても、園によっては、制服、帽子、靴、楽器、教材、習い事の費用など、かなりの金額を徴収しているところがあります。年間10万円以上になる園は少なくありません。しかし一方では、全く徴収しない園もあります。

入園した園によって実際に各園へ支払う金額に大きな差が生まれていることを大臣は御存じでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

通告がいただいておりますが、おんなじものではないので、詳細には把握をしておりますが、委員が今おっしゃったように、いろんな教材については全国一律ということではないかというふうに承知をしております。

○宮沢由佳

ある母親は、やっと保育園が決まって準備を始めたから、入園するときに、予想以上の費用が掛かると言われ、借金をしなければならなかったと言っていました。幼児教育無償化により、園側が更に徴収金額を上乗せするのではないかと心配する声も聞かれています。こういった不安に対して、何か対策はありますでしょうか。

○大沼みずほ文部科学大臣政務官

私も、今五歳の娘が保育園に通っておりますので、様々な経費が掛かっていることは承知しております。

それに対して、国として今後どのようなことができるか等も検討してまいりたいと思います。

○宮沢由佳

例えば保育園の場合、どこに入れるか分からないわけですね。希望を幾つか書いて、そしてその希望になかなか沿わない、そしてやっと入れた保育園に入園説明会に行ってみたら10万円以上のお金が掛かる。私が知っている保育園では、保育園ですよ、保育園で二歳の子供に帽子、制服、それから靴下までその園の指定の靴下を買わなけ

ればいけない。さらには、体操服、そしてかばん、全てが指定のものでなければいけない。

やはり、特に保育園で、やっと入れた保育園にうちの子だけ違うものというわけにはいかないという気持ちもあるかと思いますが、こういった徴収金額に上限を規制する、こういった必要があると思いますけれども、これは通告していませんが、イメージとして、大臣、いかがでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

保育園については厚労省にお尋ねいただければと思います。

○宮沢由佳

では、質問を変えさせていただきます。

国公立大学の雇い止め問題について伺います。

2013年4月に改正労働契約法が施行され、有期契約の労働者は、有期労働契約が5年を超えて反復して更新された場合、労働者の申入れによって有期契約を無期契約に転換できるというルールが導入されました。

教育現場による働き方改革、長時間労働が社会問題として大きくクローズアップされています。このような状況において、この無期転換ルールの徹底に向けては、文科省も昨年12月9日に、貴学による無期転換ルールへの対応の検討に関する再周知のお願い及び無期転換ルールへの対応状況に関する調査についてとのメールを各大学法人に送付するなどの対策に取り組んでいると聞いています。

しかしながら、施行から5年の節目となる2018年4月を前に、全国各地の国公立大学法人において有期雇用されている職員の皆さんが雇い止めの問題に直面されている現状を大臣は御存じでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

労働契約法の第18条におきまして、同一の使用の下で期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて反復継続された場合は、労働者の申込みによりまして、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みが規定をされていると承知をしております。

国立大学法人及び公立大学法人の職員の雇用形態は、労働関係法令に従って各法人が経営方針等に基づき適切に定めるべきものであると考えておりまして、文科省としても、今お話しいただきましたように、これまで無期転換ルールにつきまして、事務連絡や国公立大学の学長等を集めた会議等を通じて情報提供や説明などを行うなど、改正労働契約法の趣旨を踏まえて各法人が適切に対応していただくようお願いしてきておるところでございます。

○宮沢由佳

私の手元にある資料によれば、一つの大学で数百人から数千人規模の職員が来年の

4月を前に雇い止めになる可能性があるようです。雇い止めに直面されている方や、その御家族は今まさに不安な思いをされていることと思います。

例えば、元々1年ごとの更新だった有期契約を5年の年限を定める契約に変更を余儀なくされるケースや、財政状況の悪化を理由に契約の更新をしない旨を一方的に通告されたケースなど、大学法人側が様々な理由を付けて雇い止めをする問題が横行していると聞いています。

また、本年9月1日には加藤大臣名で、無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要望書が発出され、その中で、「無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。」と明確に言及されています。

この大学法人による雇い止め問題は改正労働契約法の趣旨に反する行為であり、この厚労大臣の要請にも反する行為ではないでしょうか。大臣はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

国立大学法人及び公立大学法人におきまして、平成25年4月から雇用されている有期雇用職員は平成30年3月末をもって雇用期間が5年を迎えることとなりますが、無期転換を避けることを目的として雇い止めをすることは法の趣旨に照らして望ましいとは言えないことから、各法人におきまして改正労働契約法の趣旨を踏まえ適切に対応していただく必要があると考えております。

○宮沢由佳

まさにおっしゃるとおり、もしこの雇い止めを行っていることが明らかになった場合、文科省としてどのように対応されるのでしょうか。

○林芳正文部科学大臣

国立大学法人及び公立大学法人に対して、改正労働契約法の趣旨を踏まえて適切に対応していただくよう、今後とも、必要に応じて厚生労働省と連携しながら、情報提供や制度の説明等を行ってまいりたいというふうに思っております。で、明らかになれば、この法律に対応した対応がなされるものと、こういうふうに思っております。

○宮沢由佳

次に、時間が少しになりましたけれども、不登校への対応について質問させていただきたいと思います。

不登校児童生徒は13万人を超えています。子供の数の減少からすると、その割合は過去最高です。不登校対策を行っているにもかかわらず、不登校児童生徒の割合が増えている原因は何とお考えでしょうか。

○高橋道和文部科学省初等中等教育局長

一般に不登校の要因や背景としては、本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多いと考えられます。

文部科学省が実施した平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査においても、本人に係る要因、学校等の対外的な要因それぞれについて調査をしております。同調査の結果としては、まだ速報値の段階ではありますが、本人に係る要因としては、無気力の傾向がある児童生徒、不安の傾向がある児童生徒が多くなっております。また、こうした本人に係る要因の背景には外的な要因があることが多いところであり、主なものとしては、家庭の状況、友人関係、学業不振、こういったものが多く見られるところでございます。

○宮沢由佳

とても心配な状況だと思います。

昨年、不登校児童生徒に教育の機会確保を含むいわゆる教育機会確保法が成立しました。不登校児童生徒の受皿となっているフリースクールの経済的支援も進むと期待しておりましたが、今年度予算は 1 億 5500 万円、来年度概算要求は 2 億 3300 万円、その多くが調査研究費のようです。不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究とあります。

子供たちは毎日成長していきます。不登校への対応は緊急を要する状況だと思いますが、いつまでに調査研究を行い、いつから実践されるのでしょうか。見通しをお聞かせください。

○高橋道和文部科学省初等中等教育局長

平成 30 年度概算要求においては、教育支援センター及び民間団体による不登校児童生徒への支援体制の整備を内容とする、学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究に係る経費を要求しております。

具体的には、教育支援センターにおける訪問型支援や I C T 等を活用した支援のための支援員の配置及び I C T 機材の整備、民間団体等に通う児童生徒に対する訪問型支援など、民間団体等との連携による支援の推進などのための経費のほか、経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が教育支援センターや民間団体等へ通学し、活動を行うために必要な経費を支援することとしております。

本調査研究の成果や課題を踏まえて、引き続き個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の拡充に努めてまいります。

○宮沢由佳

平成 27 年度には、6 億 4 千万円の補正予算を付けて 32 件のフリースクールのモデル事業を実施済みです。その成果について教えていただけますでしょうか。

○高橋道和文部科学省初等中等教育局長

平成 27 年度補正予算、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業においては、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制の構築を通じ、不登校児童生徒が自信を持って学べる教育環境の整備に取り組んだところです。

具体的には、フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対し通学や体験活動に必要な経費などを支援したり、学習支援員等が家庭訪問を通じて不登校児童生徒等に対し学習支援、進路相談の実施をするほか、教育支援センターの設置促進のためのコーディネーターを配置するなどの取組を実施したところです。

この事業の委託を受けた教育委員会によれば、その成果として、これまで体験活動に参加できなかった困窮家庭の不登校児童生徒が体験活動に参加することができた、支援員が家庭訪問等を行い、不登校児童生徒の学習状況を把握し、個々の状況に応じた学習支援を実施することができた、教育支援センター未設置の自治体においてセンターを新規設置することができたなどの成果の報告を受けているところでございます。

○高階恵美子委員長

宮沢由佳君、時間が参っております。

○宮沢由佳

はい。

調査研究も大切ですが、日々不登校の子供たちにも早急に手当てがなされることをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。